

税務行政と デジタル・トランスフォーメーション



広島国税局長 細田 修一

目次

- ンこれまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度(令和5年10月~)
- ト 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- > 酒類行政の振興

- ンこれまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度(令和5年10月~)
- テ 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- > 酒類行政の振興

G7とG20

G7 ------

フランス 米国 英国 ドイツ 日本 イタリア カナダ

サウジアラビア オーストラリア トルコ インドネシア 韓国

早年

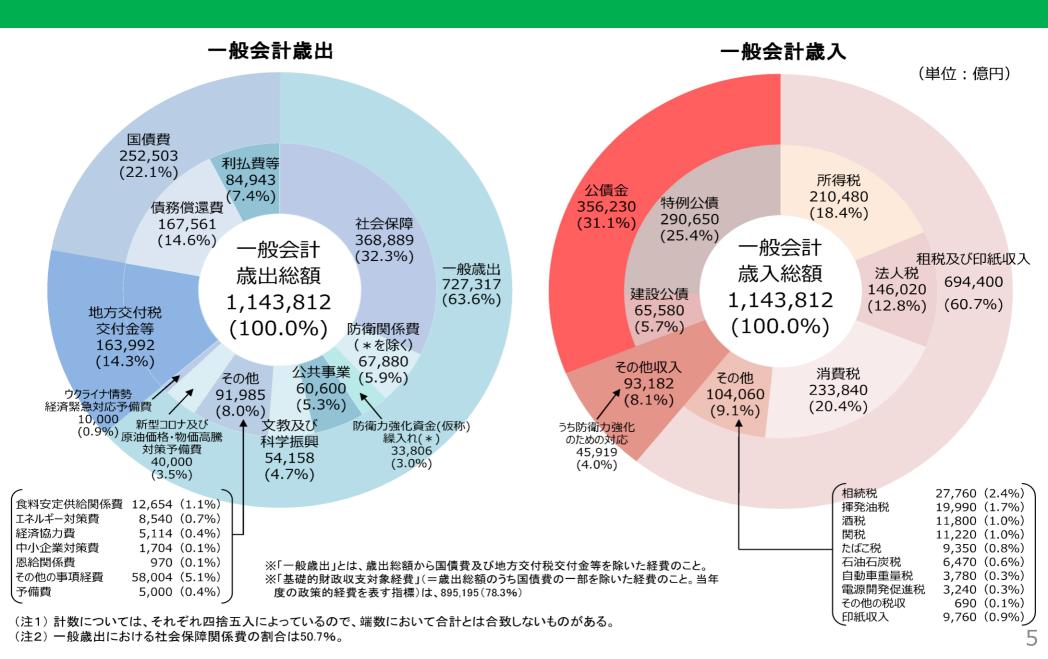
EU議長国 アルゼンチン メキシコ BRICS

ブラジル 中国 インド ロシア 南アフリカ

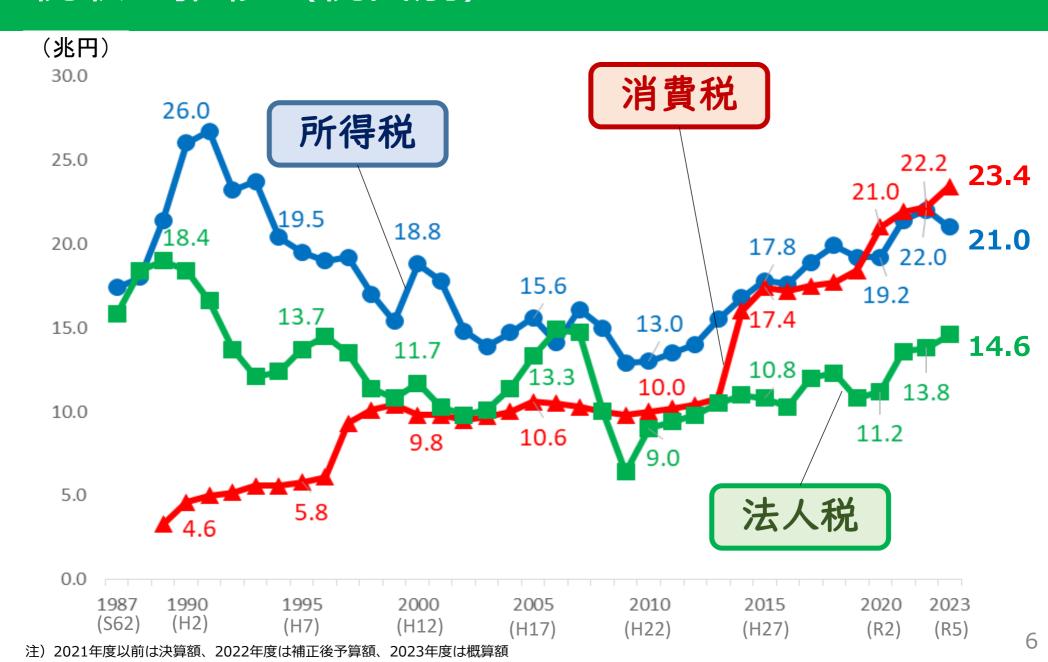
G20

- これまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度(令和5年10月~)
- → 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- > 酒類行政の振興

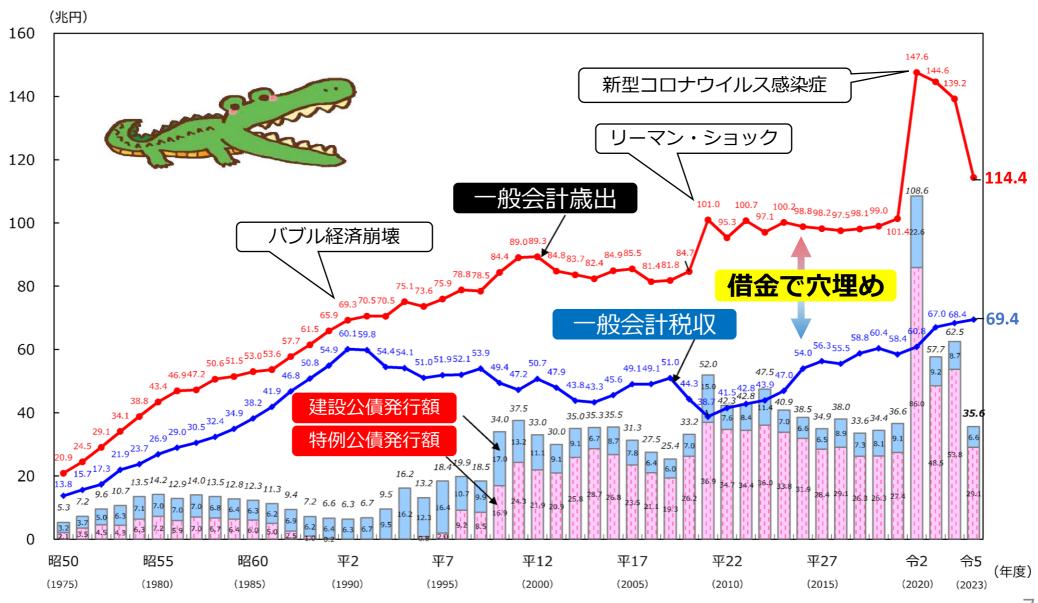
令和5年度一般会計予算 歳出・歳入の構成



税収の推移(税目別)



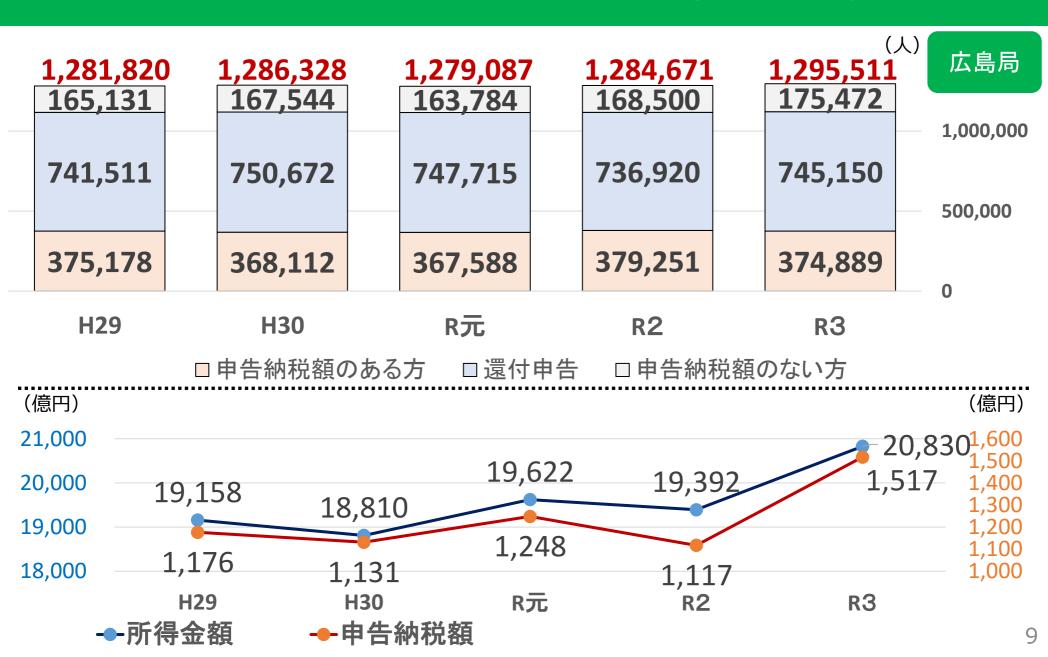
一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



注) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は政府案による。

- これまでの経験から
- > 財政の現状
- > 税務行政の現状
 - 1 確定申告等と税務手続の電子化
 - 2 インボイス制度(令和5年10月~)
- → 税務行政のDX (デジタル・トランスフォーメーション)
- > 酒類行政の振興

令和3年分 確定申告の状況 (所得税)

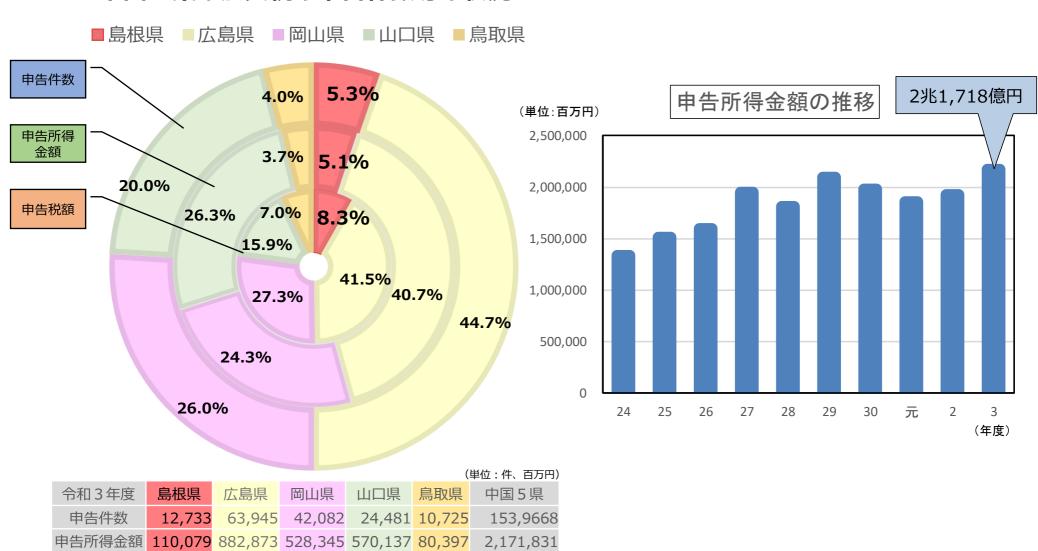


令和3年度 法人税の申告件数等の状況(中国5県)

中国5県の法人税の申告件数等の状況

21,188 180,018 104,464 80,469 **16,168**

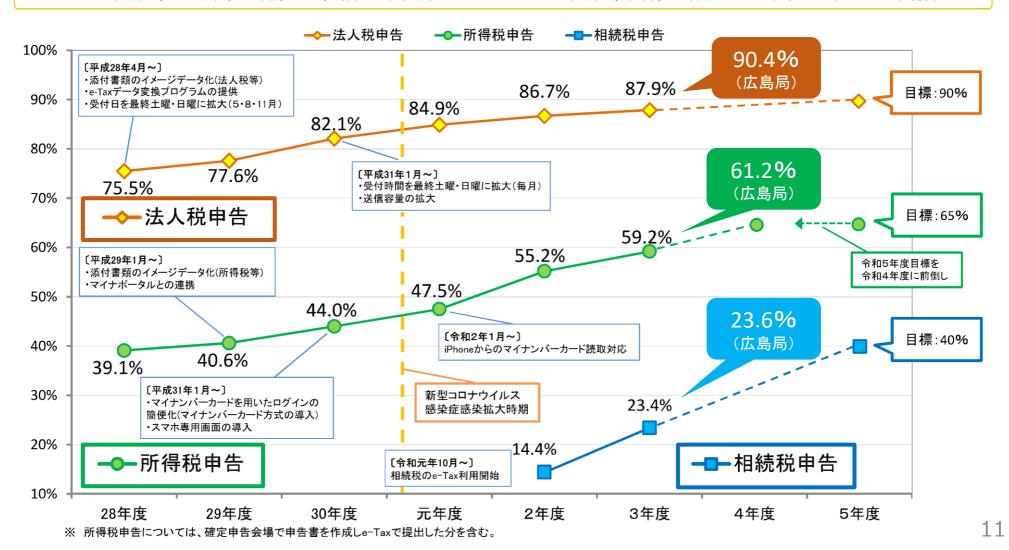
申告税額



402,307

e-Tax利用率の推移(全国)

- ・ 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム(e-Tax)の運用を開始。
- 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- ・ e-Tax利用率は順調に増加。令和 5 年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



諸外国における電子申告利用率

注 1 稻

所得税	(年又は年度、%)						
	2016	2017	2018	2019	2020		
米国	87	87	88	89	94		
英国	87	88	89	90	96		
フランス	48	54	60	66	58		
オランダ	97	98	98	98	N/A		
エストニア	95	96	96	95	N/A		
デンマーク	100	100	100	100	N/A		
韓国	95	97	97	98	99		
シンガポール	N/A	N/A	98	98	N/A		
マレーシア	95	97	97	98	N/A		
ニュージーランド	N/A	N/A	98	N/A	N/A		
日本	39	41	44	48	55		

_ <u> </u>	(年又は年度、%)						
	2016	2017	2018	2019	2020		
米国	60	60	63	65	79		
英国	99	99	99	99	N/A		
フランス	88	90	98	94	N/A		
オランダ	100	100	100	100	N/A		
エストニア	N/A	N/A	100	100	N/A		
デンマーク	100	100	100	100	N/A		
韓国	99	99	99	99	99		
シンガポール	N/A	N/A	70	78	N/A		
マレーシア	100	100	100	100	N/A		
ニュージーランド	N/A	N/A	94	95	N/A		
日本	76	78	82	85	87		

(出典) OECD Tax Administration 2019及び2021、 政府統計(日米仏韓)

※日米は会計年度、仏韓は暦年、その他は不明。

一一/ロイム

(出典) OECD Tax Administration 2019及び2021、 政府統計 (日米韓)

※日米は会計年度、韓国は暦年、その他は不明。

(年寸14年度 0/4)

「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて

- ▶ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税申告書等の作成、e-Taxによる送信等ができます。
- ▶ また、「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、スマホのカメラ機能による給与所得の源泉 徴収票の読み取り自動入力など、e-Taxの利便性向上に取り組んでいます。
- ▶ 令和4年分確定申告(令和5年1月以降)では、マイナポータルとのデータ連携による自動入力対象が拡大するなど、マイナンバーカードやスマホを利用した申告がさらに便利になります。







マイナンバーカードの取得メリット

①本人確認書類になる

・顔写真付身分証明書として活用 できます。

④オンラインで行政手続

- e-Tax ! !
- 子育てに関する手続がオンライン・ワンストップでできます。

⑦健康保険証として 利用可能

・本人の同意があれば、特定検診 や薬剤情報を医師等と共有できま す。

②コンビニで 各種証明書が取得可能

・住民票の写しや印鑑登録証明、 所得証明書がコンビニで取得※で きます。

※市町村によりサービスが異なります。

⑤民間の各種オンライ ンサービスが利用可能

・ネット銀行や証券口座の開設手 続などに利用でき、書類送付等の 手間が省けます。

③公金受取口座の登録

・児童手当や年金、所得税の還付 金等の公金受取手続が、簡単にな り、各種申請だけとなります。

⑥コロナワクチンの 接種証明書の電子交付

・接種証明書をスマホアプリで発 行でき、出先で接種証明書が必要 な時でも簡単に提示できます。

⑧マイナポイント最大20,000円!!

- ①新規取得で5,000円
- ②健康保険証としての利用申込で7,500円
- ③公金受取口座の登録で7,500円
- ・最大20,000円分のマイナポイ
- ントが受け取れます!

(令和5年2月末までにマイナン バーカードの取得申請をされた 方)

<u>ポイント申請は、</u> 5月末が期限!!

チャットボットによる税務相談

所得税の確定申告

消費税の確定申告

インボイス制度

その質問、 チャットボットに 相談しませんか?

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。





パソコンでもご利用できます!

こちらで検索▼

国税庁 ふたば





国税庁 法人番号7000012050002

キャッシュレス納付の現状

▶ 納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減を図る観点から、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる(目標:令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割)。



